

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 2026 年食品安全（登録およびライセンス）規則の概要
- 3 2026 年 7 月～8 月に発出された主な法令情報（7 月 5 日～8 月 4 日）
- 4 編集後記

Introduction

2026 年 4 月末、鈴木農林水産大臣がバングラデシュを訪問し、ラーマン首相を表敬しました。この際、高市総理の親書が手交され、両国は「戦略的パートナーシップ」のもと、農林水産分野を含む協力を一層進展させていくことを確認しています。また、ロシッド農業大臣兼・畜産大臣との会談等も行われています。

こうした両国間の結びつきが深まる中、バングラデシュ国内では食品分野の制度整備も進んでいます。そこで、本稿では、2026 年 6 月に公表された 2026 年食品安全（登録およびライセンス）規則について解説いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、info@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

2026 年食品安全（登録およびライセンス）規則の概要

1 概要

2026 年 6 月 30 日、バングラデシュ食品安全庁（BFSA）は、「食品安全（登録およびライセンス）規則 2026（Food Safety (Registration and Licensing) Regulation, 2026（以下、「本規則」という））」を官報告示し、即日施行しました。

本規則では、バングラデシュ国内で食品の製造、輸入、加工、保管、販売等に関わる事業者に対し、BFSA への登録またはライセンスの取得を義務づけるものです。無登録・無ライセンスでの事業運営には 2013 年食品安全法（Food Safety Act, 2013）に基づく罰則が科され得ることに注意が必要です。

2 登録またはライセンスの取得

(1) 食品事業登録

食品または食品原材料の製造、輸入、加工、保管、供給または販売に関与する（または関与を希望する）すべての個人または事業体は、別表 1 に定める事業について BFSA から「食品事業登録」をすることが義務付けられています（本規則 4 条(1)）。レストラン、包装食品の製造、卸売業、倉庫業、食用油や食塩の製造業など、ほぼすべての食品事業者がこの対象となります。

(2) ライセンスの種類

食品事業登録に加え、以下の事業者は各ライセンスの取得も必要になります。

名称	対象事業者	有効期間	手数料（交付／更新）	根拠条文
①食品事業ライセンス	別表 2 該当品目（例：サプリメント、遺伝子組換え食品、栄養強化食品、健康強	3 年	5,000／3,000 タカ（別途申請手数料 1,000 タカ）	本規則 5 条、別表 2・別表 10

	調表示食品)を製造・輸入・販売する事業者			
②食品施設ライセンス	別表 3 に定める食品事業が食品施設において営み、食品が生産又は加工し、又は輸入若しくは製造した食品を当該施設に保管する事業者	3 年	10,000～60,000/6,000～36,000 タカ (床面積区分により変動、別途申請手数料 1,000～5,000 タカ)	本規則 6 条、別表 3・別表 10
③製造・輸入ライセンス	別表 4 に該当する食品の生産、加工、保管又は輸入を行う事業者	3 年	5,000/3,000 タカ (別途申請手数料 2,000 タカ)	本規則 7 条、別表 4・別表 10
④食品製品登録	製造又は輸入許可の対象となる食品にブランド名及び包装を付して販売する事業者	3 年	5,000/3,000 タカ (別途申請手数料 2,000 タカ)	本規則 8 条、別表 4・別表 10

注意点

- (i) ②食品施設ライセンスについては、上記の手数料の幅が施設の面積によって既に異なるほか、食品施設(構内)の床面積は最大 5 メートルの建物高さを基準として算定され、食品施設の平均高さが 5 メートルを超える場合には、追加の 5 メートル刻み(その一部を含む)の数に応じて該当手数料が乗算されます(本規則別表 10)。例えば、平均高さが 6 メートルの場合、手数料は該当料率の 2 倍となり、平均高さが 11 メートルの場合には 3 倍となります。また、複数階建ての食品施設の場合、面積は各階ごとに個別に算定されます。
- (ii) 加工食品の場合、すべての加工食品は食品施設(構内)に保管されなければならない、輸入加工食品は当該施設に保管されない限り販売してはならない点に注意が必要です。

(3) 登録とライセンスの連動

食品事業登録を取得した後に食品事業ライセンスを取得した場合には、ライセンスの取得または更新に伴い、登録の有効期間もライセンスの有効期間まで自動的に延長されたものとみなされ、この場合には別途登録更新の申請や手数料の支払いは不要となると規定しています(本規則 4 条(12))。

3 食品事業登録の内容

食品事業登録の取得、更新、復元、変更、譲渡または修正の申請は、別表 5 に示す様式により、別表 10 に示す手数料を支払ったうえでオンラインで BFSA に提出しなければならないと規定しています(本規則 4 条(2))。有効期限は 3 年です(同条(6))。

登録の有効期限が切れる少なくとも 90 日前には、更新申請を提出しなければなりません(同条(8))。この期限を徒過した場合であっても、別表 10 に定める遅延損害金を添えて更新申請を行うことは可能ですが、この場合には前回の登録期限切れの日から更新手数料が課されることに注意が必要です(同条(10))。

4 罰則

本規則の規定に違反して無登録または無ライセンスで食品事業の運営、製造、加工、保管、輸入または販売を行った場合には、食品安全法 31 条、39 条違反とみなされ、同法 58 条、59 条の規定に基づき処罰されるものと規定しています(本規則 20 条)。

具体的には、別表 2 の高リスク品目(遺伝子組換え食品、機能性食品等)の無承認取扱いは同法 31 条違反として 1 年以上 3 年以下の懲役もしくは 30 万タカ以上 60 万タカ以下の罰金(またはその併科)、単純な無登録営業は同法 39 条違反として 6 か月以上 1 年以下の懲役もしくは 10 万タカ以上 20 万タカ以下の罰金(またはその併科)の対象となります。同一区分の違反を再度行った場合、適用される罰則及び罰金はさらに加重されます。違反者が法人の場合は取締役等の役員も個別に責任を問われ得ます(同法 59 条(1))。

2026 年 7 月 8 月に発出された主な法令情報(7 月 5 日～8 月 4 日)

Official Extraordinary Gazette Notification and other Circulars

Issue Date	Title	Issuing Ministry
05-July	S.R.O. No. 273-Act/Income Tax-5/2026. -- Withholding Tax Rules, 2026	National Board of Revenue (NBR)
07- July	S.R.O. No. 275-Act/2026 - Amendment to the Bangladesh Standards and Testing Institution (BSTI) Act, 2018	Ministry of Industries
07- July	S.R.O. No. 271-Act/2026 - Amendment to the Bangladesh Standards and Testing Institution (BSTI) Act, 2018	Ministry of Industries
07- July	S.R.O. No. 270-Act/2026 - Amendment to the Bangladesh Standards and Testing Institution (BSTI) Act, 2018	Ministry of Industries
09-July	Notification No. 40.00.0000.016.36.001.24.46 - final revised monthly minimum wage rates for workers and employees in the "Paint and Chemical Factory" Industrial Sector	Ministry of Labour and Employment, Bangladesh
15-July	Bangladesh Jatiya Sangsad (National Parliament) Bill No. 104/2026. - "Invest Bangladesh Bill, 2026"	National Parliament of Bangladesh
16-July	S.R.O. No. 269-Act/2026 – The Safe Food (Registration and License) Regulations, 2026	Ministry of Food
16-July	Act No. 104 of 2026- "Invest Bangladesh Act, 2026"	National Parliament of Bangladesh
19- July	S.R.O. No. 285-Act/2026- Amendment to the Insurance Business Registration Fee Rules, 2012	Ministry of Finance
22- July	Notification No. 40.00.0000.042.23.003.26-300 introduces the Occupational Safety and Health Excellence Award Policy, 2026	Ministry of Labour and Employment
29-July	S.R.O. No. 286-Act/2026- Acquisition and Requisition of Immovable Property Rules, 2026	Ministry of Land
02- Aug	S.R.O. No. 287-Act/2026/369-Mushak- Amendment to a notification issued under the Value Added Tax (VAT) and Supplementary Duty Act, 2012	Ministry of Finance
02- Aug	Amendment to the National Export Trophy Policy, 2025	Ministry of Commerce

Bangladesh Bank Circular

Issue Date	Title
05- July	FEPD-1 Circular No. 17: Export Subsidy/Cash Incentive for the financial year 2026-2027
12- July	FEPD-1 Circular No. 19: Export Subsidy/Cash Incentive for the financial year 2026-2027
13-July	FEPD-1 Circular Letter No. 10: Foreign currency-Taka Swap facility for exporters operating in Specialized Zones against unencumbered funds in foreign currency accounts.
13-July	FEPD-1 Circular No. 20: Remittance on account of royalty, technical know-how, technical assistance fees and other similar expenses for DPAs of EZs.
13-July	FCRPD Circular Letter No. 15: Regarding Source Tax Deduction

14-July	FEPD-1 Circular Letter No. 11: Permission of Chief Inspector of Boilers before import of boiler and boiler components.
15-July	FEID Circular No. 03: External borrowing from parent companies, associates, and shareholders by fully foreign-owned industrial enterprises operating within and outside specialized zones
15-July	FCRPD Circular No. 1: Deferred Tax Accounting Policy.
15-July	FCRPD Circular No. 2: Loan/Lease/Investment Write-off Policy for Finance Companies.
16-July	FCRPD Circular No. 5: Policy support for restructuring the business and financial condition of the affected borrowers.
16-July	FEPD-1 Circular No. 21: Framework for import trade in Free Trade Zones (FTZs)
22-July	FEPD-1 Circular No. 23: Enhancement of Exporter's Retention Quota (ERQ)
23-July	FEPD-1 Circular No. 24: Master Circular on Export Development Fund
29-July	FEPD-1 Circular No. 25: Bank-intermediated cross-border digital payment framework
30-July	FEPD-1 Circular No. 26: Consolidated circular on foreign exchange regulations - export trade transactions
30-July	BRPD-1 Circular No. 15: Pre-Finance scheme for the Growth and Development of Leather and Leather Goods Industry Sector
04-Aug	FEPD-1 Circular No. 27: Import declaration requirements for intercompany dealings

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、バングラデシュの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書（業務委託契約書や売買契約書等）を作成して欲しい
- ✓ 労働者の不正への対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 現在依頼している会計事務所のサービスに不満がある
- ✓ 社内通報窓口を外委託したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記/ Editor's Note

バングラデシュでは、8月5日が「7月大衆蜂起の日（July Mass Uprising Day）」として国民の祝日に定められています。

2024年7月、公務員採用における配分制度（クォータ制）の改革を求める学生の運動が全国的な抗議運動へと拡大し、シェイク・ハシナ政権への退陣要求に発展しました。この運動は同年8月5日、ハシナ首相の辞任と政権崩壊という形で結実しました。この抗議運動の過程で命を落とした人々を追悼するため、2025年に暫定政権が8月5日を「7月大衆蜂起の日」として正式に国民の祝日に制定しました。

祝日として制定された背景にこれほど大きな社会変動があったことを知ると、日々目にするニュースの奥行きを改めて感じさせられます。

本稿は、2026年8月10日現在の情報に基づきます。

TNY Legal Bangladesh Limited

Address: House 67, Road 4, Block C, Banani
Email: info@tnygroup.biz / Phone: +8801979433866
URL: <https://www.tny-bangladesh.com/>



HP



Facebook



Blog